

文書保管サービス

電子帳簿保存法対策に!!

Densan

セキュリティ
対策万全!!



悩み

- 電子帳簿保存法対策を考えているが、何をどうしたらよいか分からない、...
- 電子保管しないといけないのは分かっているが、どんなサービスを利用すればよいか分からない

解決

文書を一元管理し、安全に長期保管可能なクラウド文書保管サービスで解決!!

サービス特徴

- 電子帳簿保存法の「電子取引」の要件に対応します。
- 文書ファイルをブラウザからアップロードするだけで簡単保管が可能です。
- 各種保管文書を一元管理し、横断検索が可能です。

かんたん!!

クラウドで 簡単、安心

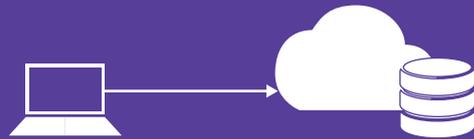
PDF

- ・ 文書アップロード
- ・ 検索キー入力
(取引日、取引先、取引金額等)

- ・ あらゆる文書の一元化 / 保管・検索
- ・ 訂正削除履歴の作成・保管
- ・ セキュリティの確保
- ・ 法定年数に沿った長期保管

請求書	納品書	領収書
見積書	検収書	注文書

取引情報



クラウド文書保管サービス



※ 別途お客様にて、電子帳簿保存法に沿った事務処理規定の作成や運用方法の検討等が必要となります。

電子帳簿保存法って何？

電子帳簿保存法の概要

所得税法や法人税法等の国税に関する法律において、企業は帳簿や証憑書類などの国税関係帳簿書類を7年間（または10年間）保存する義務があります。これらを電子データで保存することを容認したものが「電子帳簿保存法」となります。

国税関係帳簿書類の分類に応じて、定められた要件で保存する必要があり、次の4つに分類されます。

- ・帳簿データ保存
- ・書類データ保存
- ・スキャナ保存
- ・電子取引 ←

今回の法対応では全事業者が対象のため
自社での対応が必要です

電子取引とは？

電子取引は、インターネット等による取引、EDI取引、ペーパーレスFAXによる取引、電子メールにより受領する取引など、紙の介在しない電子的な取引であれば、通信手段を問わずすべてが対象となります。

【電子取引の保存要件】

- ①関係書類の備付：システムの仕様書、マニュアルなどが用意されていること
- ②見読性の確保：電子取引データをディスプレイやプリンタなどを使って整然とした形式で明瞭な状態で速やかに出力できること
- ③検索機能の確保：取引年月日、取引金額、取引先による検索ができること

電子保存が
2024年1月に
完全義務化!!

要件の変化についても
注視が必要ね!



※2023年2月時点の情報を基に作成しています。